

ソーシャルワークにおける限界認識に向けた 自己覚知とその活用

大津 雅之

キーワード：ソーシャルワーカー・専門性・限界認識・自己覚知

要 旨

本研究では、ソーシャルワークにおけるソーシャルワーカーの限界認識をソーシャルワーカーの自己覚知のうちの一つとして位置付け、そこから得た気づきをいかにしてソーシャルワークに還元させながらソーシャルワークの展開に活用することが可能なのかについて理論的に考察し、後の実証研究につなげるための仮説としてまとめるまでを研究目的とした。

本研究では、ソーシャルワーカーとしての職業的なアイデンティティを規定するものを、先行研究からソーシャルワークの価値および知識にあるという点に着目した。その上で、ソーシャルワークの価値を職能集団がもつ倫理綱領に見出すこととした。そして、ソーシャルワークの知識を国家資格等に求められている理論やケアマネジメントの導入に伴う様々な専門職による連携といった側面に見出すこととした。

まとめの考察では、ソーシャルワークにおける限界認識に向けた自己覚知とその活用に関する実証研究につなげるため、ソーシャルワーカーとしての職業的なアイデンティティを規定するものから「ソーシャルワーカーとしての限界と専門性」を自己覚知することの肯定的側面について考察した。

序章

本研究では、ソーシャルワーク（social work）におけるソーシャルワーカー（social worker）の限界認識をソーシャルワーカーの自己覚知（self-awareness）のうちの一つとして位置付け、そこから得た気づき（awareness）をいかにしてソーシャルワークの実践に還元させながらソシ

ャルワークの展開に活用することが可能なのかについて理論的に整理・考察し、後の実証研究につなげるための事前研究としてまとめるまでを研究目的とする。

本研究の研究方法は、理論研究を主とし理論的整理を文献調査の手法により実施した。このため、本研究の倫理的配慮として、文献の引用をはじめとする文献の取り扱い

に関しては、「日本社会福祉学会研究倫理指針」等の学会による倫理規定を参考にしながら、厳密な倫理的配慮を心がけた上で取り扱うこととした。

第1章 ソーシャルワーカーに求められる役割の拡大とその課題

第1節 社会福祉士および精神保健福祉士の法的位置付けと役割への期待

今日、日本の社会福祉分野においては、その実践を担う専門職に関連して社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士や保育士といった4種の福祉系国家資格が定められている。これらの国家資格が誕生して以降、社会福祉士や精神保健福祉士をソーシャルワーカーとして分類する一方で、介護福祉士や保育士を和製英語のケアワーカー(care worker)として分類する捉え方も定着した。

このうち、ソーシャルワークを担う社会福祉士や精神保健福祉士の法的位置付けを確認してみると、まず、社会福祉士とは、「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条において「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう」¹と定められている。一方、精神保健福祉士とは、「精神保健福祉士法」第2条において「精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者

の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう」²と定められている。

ただし、両福祉士に定められている援助を行うことを業とする者とは、端的に解釈できるものではない。たとえば、古川考順は、社会福祉士について、「社会福祉専門職としての社会福祉士は、社会福祉の運営や援助提供の過程において多様な役割を担っている。社会福祉士は、社会生活上の困難を抱える人々の相談援助にあたる人というイメージで理解されていることが多い。社会福祉士の職務の中心に『相談・助言・指導』が位置することはむろんのことである」³としたうえで、その役割については、「社会福祉士には、個人・家族・集団のもつ社会生活上の困難の解決、軽減、緩和に向けた直接的な支援者、社会福祉情報の提供者、社会福祉をはじめとする各種社会サービスと利用者との間を取り結ぶ媒介者、社会福祉利用者の代弁者、個人・家族・集団と地域社会との調整者、社会福祉援助の提供にかかわる機関と機関の調整者、社会福祉にかかわるプログラムの運営管理・開発者、福祉社会・地域社会の組織者、専門職教育者、そして、社会福祉の施策に関する研究者など、実に多様な役割を果たすことが期待されている」⁴と言及している。

近年、社会福祉士のみならずソーシャルワーカー自体に求められる役割は、理論的にも拡大傾向にあると見受けられる。そこで、次節では、ソーシャルワーカーに求められる拡大的な役割への期待とその課題について触れておくことにしよう。

第2節 ソーシャルワーカーに求められる 拡大的な役割への期待とその課題

近年のソーシャルワーカーに求められる役割について、たとえば、岩間伸之は、ソーシャルワーカーについて、「ソーシャルワークの実践者であり、社会福祉専門職の総称。ソーシャルワークの価値、知識、技術を統合して実践に向かうとされる。実践の場は広範にわたっており、また職種も多様であるが社会福祉の担い手としてソーシャルワーク業務を遂行している人も多い。ソーシャルワーカーの仕事とは、クライアントの主体性を尊重し、クライアント自らが問題解決していけるように側面的に援助する点に特徴がある」⁵としたうえで、その役割については、「ソーシャルワーカーの遂行すべき役割は複数にわたる。それらを列挙するならば、代弁者、媒介者・調整者、仲介者、資源の動員者、促進者、側面的援助者、コーディネーター、アドミニストレーター等があげられる。これらの背景には、ソーシャルワーカーの業務が多岐にわたることに加えて、ソーシャルワークの発展過程において強調点が変化してきたこと、また複数のソーシャルワーク理論やモデルが存在することと関係している」⁶と言及している。

しかし、社会福祉士をはじめとしたソーシャルワーカーに求められる拡大的な役割への期待、ないしは、現実としてソーシャルワーカーに求められる役割の拡大とそれによる業務量の拡大という側面では、避けては通れない課題も存在している。その顕著なものがソーシャルワーカーにおけるバーンアウト (burn-out syndrome) の問題である。バーンアウトとは「燃え尽き症候群」とも言われ、心理学者ハーバート・フロイデンバーガー (Herbert J. Freuden-

berger) が1970年代に提唱した概念とされている。崔珍姫によれば、社会福祉分野におけるバーンアウトについて、「長い間の目標への献身が十分に報いられなかった時に生ずる精神的・情緒的・身体的疲弊状態で、孤独化、抑うつ、不安、理想の喪失ややる気の喪失などを症状とする。理想が高い人、やる気のある人、責任感の強い人が陥りやすいと言われている。看護職や社会福祉施設等で対人専門職につく人にこの現象がよく見られると言われている」⁷と述べている。

清水隆則らは、1998 (平成10) 年末から1999 (平成11) 年3月にかけて「社会福祉士のバーンアウト調査」を行い、その結果を著書にて公表している。その調査で得られた自由記述の分析結果からは、ソーシャルワーカーである社会福祉士がバーンアウトに陥る理由として、人間関係の問題等をあげる一方で、「人間関係の次に言及されることの多いのが、ソーシャルワークの専門性の曖昧さである。『専門性が曖昧で仕事の定式化が困難である』『援助の方法に完全なマニュアルがなく、意見の衝突が多く、精神科に通院中』『公的扶助のワーカーに専門性は必要か疑問』『ケアマネジャーは社会福祉士以外にもなれるのは、そもそもソーシャルワーカー自身のアイデンティティがあやふやであるから』。専門性の曖昧さということは、つまるところ『自分自身の専門職としての役割と限界とその根拠がはっきりしないことである』。そのため『無限のニーズに応えねばならない』。また『職場内での位置づけ領域、役割がはっきりしない』ため、医療関係者からは『福祉士に何ができるか』といわれ、職場内での『専門性の評価が低く、雑用が多く』なる。さらに『ソーシャルワーカーの社会

的地位が低い』と思わざるをえなくなる。これも、専門性の不完全性そのものがストレス要因となるだけでなく、同僚や他の専門職に専門職として自信をもって自己主張できないためにストレスになりやすいということであり、広い意味でソーシャルワークという職種の社会的認知の低さに関係する問題でもあろう」⁸と社会福祉士のストレス(stress)に専門性の曖昧さがあることを指摘している。このように、社会福祉士は、本来的にソーシャルワークという業務のもつ性質からその定義以上に多様な役割が課せられる部分があることも否めない。ゆえに、バーンアウトという問題の有無に関わらずとも、まず、ソーシャルワーカーとしての職業的なアイデンティティ(identity)自体の築き上げにくさがあると言える。

たとえば医療系の国家資格とされる医師や看護師、助産師、保健師においても、役割という側面からすれば、社会福祉士に同じく、その業務のもつ性質から各資格の法的に定められている定義以上に多様な役割が課せられる部分があることも否めない。よって、職業として対人援助に携わる専門職者は、人とかかわる以上、役割という側面からすれば、根本的に職業的なアイデンティティの築き上げにくさとともにあると言えるであろう。ただし、医療系の国家資格とされる医師や看護師、助産師、保健師といったような、業務独占の領域を定めた国家資格の専門職に関しては、業務という側面からすれば、医療行為等、その業務が有資格者でないとできないとする枠組みを設けることで、その枠組みの内においては業務を独占できる。ゆえに、その枠組みの内においては専門性を担保しやすい分、医療専門職者としての職業的なアイデンティ

ティは築き上げやすさがあると言える。一方、医療系の国家資格のような業務独占の領域が定められていない名称独占の社会福祉系国家資格では、業務という側面からしてもその専門性を見出しにくい。よって、ソーシャルワーカーをはじめとする社会福祉専門職者とは医療専門職者と比較すれば、はるかに職業的なアイデンティティの築き上げにくさがあると言えるのではないだろうか。

そこで次章では、あらためて、ソーシャルワーカーとしての職業的なアイデンティティについて再考してみたい。

第2章 ソーシャルワーカーとしての職業的なアイデンティティ

第1節 ソーシャルワーカーとしての職業的なアイデンティティを規定するもの

日本の社会福祉分野における複数の国家資格の誕生は、たとえ名称独占とされながらも、多くのワーカー(worker)が自ら提供する福祉サービスの公平性や均質性を求めた結果であり、それだけでなく、専門職業的な立場にいるワーカーとしての職業的なアイデンティティを形成させる一助になっていると考えられる。

「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定された当時、大阪にある知的障害者の通所授産施設の指導員として10年目を迎えていた頃にあった河崎洋充は、当時、毎日新聞社点字毎日新聞編集長だった錢本三千年の「社会福祉士や介護福祉士という資格制度ができ、これからの福祉もこれまでのようなただ大学や高校を出ただけでは勤まらないようになるでしょう、とくに10年、20年経つと大学を出て、資格をもった若い人がこの業界を占め、長くこの世界に居て、年

季が入っているからといっても通じなくなる時代がきますよ」という話に興味をもち、社会福祉士取得に挑戦するきっかけとなったと振り返っている⁹。無論、これは、当時の社会福祉の実践の場で働く一人のワーカーの体験談に過ぎない。ただし、「社会福祉士及び介護福祉士法」の制定とは、法律によって社会福祉士と介護福祉士の専門職としての位置付けを行った以上、歴史的に見ても、それまでの日本国内における社会福祉分野に新たな専門職像つまりワーカー像やそのあり方を提示することとなったと言える。そして、そのことが、当時の河崎洋充が興味を持ったような側面も含めつつ、社会福祉分野の実践が誰にでもできるということではなく、専門職者としての実践という枠組みで捉えて行かねばならなくなったということにおいて、当時のワーカーの間における職業的なアイデンティティの側面におよぼした影響も少なくなかったであろうと推測できる。それでは、ワーカーにとっての職業的なアイデンティティとは何なのだろうか。

ここではワーカーにとっての職業的なアイデンティティについて、ソーシャルワークを担うソーシャルワーカーに絞って考察してみたい。今日、日本国内において、ソーシャルワーカーの専門性について触れる場合、まず、海外の理論として、1974（昭和49）年に日本国内でも「社会事業は専門職か」¹⁰として翻訳された、1915（大正4）年のアメリカメリーランド州ボルチモアで開催された全米慈善矯正事業会議（National Conference of Charities and Corrections）でのA.フレクスナー（A.Flexner）による講演¹¹や、1972（昭和47）年に日本国内でも「専門職業の特質」¹²として翻訳されたE.グリーンウッド

（E.Greenwood）による理論等が紹介されている¹³。日本国内においては、まず、これら海外の理論を元に、ソーシャルワーカーの専門性や社会福祉専門職等について議論されているが、近年では、秋山智久がA.フレクスナーとE.グリーンウッドの他に、G.ミラーソン（G.Millerson）の理論¹⁴を合わせながら、三者の理論を整理し、社会福祉専門職の条件として、①体系的な理論、②伝達可能な技術、③公共の関心と福祉という目的、④専門職の組織化（専門職団体）、⑤倫理綱領、⑥テストか学歴に基づく社会的承認¹⁵の六点をあげている。社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士といったこれらの資格を国家資格として位置付け、なおかつ、専門職としての枠組みを考える上では、これまでも様々な議論がなされてきたが、今日では、おおよそ秋山智久のあげたような点を重視しながら、教育や実践につなげていると考えられる。

日本国内におけるソーシャルワーカーのために付与される国家資格と位置付けられているものは、社会福祉士と精神保健福祉士になるが、両資格とも国家資格である以上、前章で確認したような法律的根拠によって、その資格の定義付けがなされている。また、社会福祉士の職能団体である公益社団法人日本社会福祉士会においては、「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」¹⁶といった国際ソーシャルワーカー連

盟が2000年7月に採択した「ソーシャルワークの定義」を以て、社会福祉士が担うソーシャルワークの位置付けを倫理綱領の中でも明示している。ただし、そもそも、日本国内においてソーシャルワーカーに分類される社会福祉士や精神保健福祉士といった2つの国家資格の法的な定義や公益社団法人日本社会福祉士会が加盟する国際ソーシャルワーカー連盟が採択した「ソーシャルワークの定義」を以て、ソーシャルワーカーという確固たる専門職像が形成されるものなのかという疑問が残る。

このような専門職者としてのソーシャルワーカーの職業的なアイデンティティに関する課題について、田川佳代子は、「ソーシャルワークの目的は、さまざまな実践分野（児童、高齢者、障害者など）において、個別的ニーズへの対応から資源の分配、社会統制、矯正、リハビリテーション、社会的諸問題の予防から解決に至るまで、多岐にわたって行われる。・・・（中略）・・・この多様性ゆえに、ソーシャルワークは一つ

の職業としての凝集性をもつことが難しく、確固としたアイデンティティを持ちえずにきた。そうした分断化傾向があるなかで、これらを一つの方法・技法として規定するのが、ソーシャルワークの価値や知識であると主張されてきた」¹⁷としている。それでは、ソーシャルワーカーの職業的なアイデンティティを形成しうるようなソーシャルワークの価値や知識とは一体どのようなものをさすのであろうか。

次節では、まず、あらかじめソーシャルワーカーの職業的なアイデンティティを形成しうるソーシャルワークの価値について再考してみたい。

第2節 ソーシャルワーカーの職業的なアイデンティティを形成しうるソーシャルワークの価値

ソーシャルワーカーの職業的なアイデンティティを形成しうるソーシャルワークの価値とは何であるのだろうか。たとえば、1958（昭和33）年に全米ソーシャルワーカー

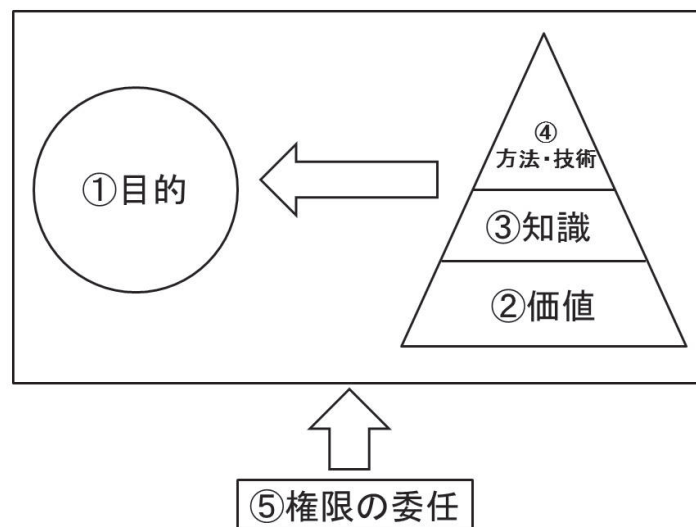


図3-1 ソーシャルワークの要素

出典：白澤政和「第1章相談援助とは」社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座7 相談援助の理論と方法I（第2版）』中央法規出版，2010年，9頁より筆者が引用・編集。

一協会では、図3-1に示すようにソーシャルワークの枠組みを、①目的、②価値、③知識、④方法・技能、⑤権限の委任の要素によって構成されるとした。以降、ソーシャルワークの構成要素は、まず、②の価値を土台として、その上に③の知識があり、それらをもとに、④の方法・技能があるというピラミッド (pyramid) のような構造で捉えられるようになっていく。そして、このピラミッドが①の目的に向かって進められることとなり、これらの構成要素によるソーシャルワークに対して、⑤の権限の委任を得ながら、ソーシャルワークが社会的な承認を得て行くことになる¹⁸。

よって、ソーシャルワークの構成要素では、まず、何よりも価値を土台としている以上、価値が最も重要な位置付けとなっていることを忘れてはならない。さらに、ソーシャルワークの価値、知識、技術を統合して実践に向かうという点は、今日において、1978 (昭和53) 年に日本国内でも『社会福祉実践の共通基盤』¹⁹として翻訳された、バートレット (Harriett M. Bartlett) による1970 (昭和45) 年の著書 *THE COMMON BASE OF SOCIAL WORK PRACTICE*²⁰ とともに扱われることが多く、バートレットは、社会福祉援助に共通する構成要素として、価値・知識・介入を上げ、個別援助を統合的に捉えた人物として重視されている。このように、ソーシャルワーカーの職業的なアイデンティティやソーシャルワーカーの専門性を考察するにあたっては、ソーシャルワーカーの持つべき価値観を避けて通ることはできないであろう。

白澤政和は、ソーシャルワークの価値について「専門職としての価値は、すべての人間は平等であり、尊厳を有しており、ソ

シャルワークはこれらの価値を尊重することであり、人権と社会正義はソーシャルワーカー活動の根拠をなすものである。ソーシャルワーカーは、①現実の社会が有している社会的価値、②ソーシャルワーカー個人の有している個人的価値、③専門職として有している価値、④機関が有している価値から影響を受ける。しかしながら、ソーシャルワークにおいては、当然、専門職としての価値がほかの価値よりも優先されることになる。この専門職としての価値は、いくつかのソーシャルワーカーの倫理綱領のなかに明記されている」²¹としている。一般的に、他者を援助する場合、たとえ専門職業的立場に居るワーカーではなくとも、その行動を司る価値観は、多くが白澤政和の言うような、すべての人間の平等や尊厳という価値の尊重に照らし合わされた価値観であり、また、人権や社会正義が援助活動の根拠をなすものであると言えるであろう。ただし、専門職業的な援助において照らし合わず価値観ともなると、たとえ個人的な自己がどうであれ、遵守すべきはその職能集団がもつ倫理綱領に集約される。少なくとも、社団法人日本社会福祉士会の定めている倫理綱領は、社会福祉士としての自らが何をすべきなのか、また、社会福祉士としての自らが何をすべきではないのかという一定の価値基準を示している。そして、このことが職業的なアイデンティティを形成させる価値の一部になることは確かであると言える。それでは、ソーシャルワーカーの職業的なアイデンティティを形成しうるようなソーシャルワークの価値に対して、もう一方のソーシャルワークの知識とはどのようなものをさすのであろうか。

次節では、ソーシャルワーカーの職業的

なアイデンティティを形成しうるソーシャルワークの知識について再考してみたい。

第3節 ソーシャルワーカーの職業的なアイデンティティを形成しうるソーシャルワークの知識

社会福祉士と介護福祉士は、日本国内における初めての社会福祉専門職者であるワーカーに付与する国家資格として誕生したが、それ以前のワーカーに付与する資格は、社会福祉主事資格と保育士資格という公的資格があるのみであった。1987（昭和62）年の「社会福祉士及び介護福祉士法」制定以降、日本の社会福祉分野には、複数の国家資格や公的資格が誕生する。1997（平成9）年には、「精神保健福祉士法」が制定され、精神保健福祉士が誕生する。また、同年には、「介護保険法」も制定され、介護保険制度の要となるケアマネジメント（care management）を担う者へ付与する公的資格の介護支援専門員（ケアマネジャー）が誕生する。さらに、2001（平成13）年には、児童福祉法が一部改正され、それまで長期に渡り公的資格の位置付けにあった保育士資格が、保育士として国家資格化された。これにより、以降、日本の社会福祉分野では、法的に位置付けられた複数の国家資格ないし公的資格が共存しながら、それぞれの資格を所持する社会福祉専門職者によって、各々の専門性の確立やそれにともなう業務的範囲の確立がはかられることとなった。

国家資格や公的資格の養成のために必要とされる技術や知識を概観してみると、たとえば社会福祉士においては、実践的な演習・実習といった技術の習得の他に国家試験に出題される19科目の知識の習得が求められている。そもそも社会福祉専門職者であるワーカーは専門的な知識をもって実践

に向き合うプロフェッショナル（professional）であるが、今日においては、ワーカーに付与する国家資格ないしは公的資格の整備に当たり定められた、これら実践のための専門的な技術やその技術を用いるために必要とされる専門的な知識こそが、学際的なながらも今日のソーシャルワーカーの職業的なアイデンティティを形成しうるソーシャルワークの知識になっていると言えるであろう。

この間、日本の社会福祉分野においては、大々的に社会福祉基礎構造改革が行われ、とりわけ法制度によって位置付けられていた様々な福祉サービスのあり方を大幅に見直さなければならなくなった。具体的には、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するため、1951（昭和26）年の社会福祉事業法制定以降、大きな改正が行われてこなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など、社会福祉に共通する基盤的制度的見直し等が行われた。社会福祉基礎構造改革は、個人が尊厳をもってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づいて推進されることとなっている。また、改革の方向は、①個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、②質の高い福祉サービスの拡充、③地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の拡充、の3点に整理されている。なお、社会福祉基礎構造改革は、2000（平成12）年5月の「社会福祉の推進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」の成立によって、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築等、具体的な改正点が示されることになった²²。

これら福祉系国家資格の誕生や社会福祉基礎構造改革が遂行されている今日に至っ

ては、社会福祉分野の各ワーカーの専門性や専門職業的な位置付けはかつてないほどの勢いで明確化されつつある。2000（平成12）年以降、日本の社会福祉分野における諸制度や実践は、高齢者福祉分野のみならず障害者福祉分野等においても「措置から契約」という流れに転換した。これにより、一部の社会福祉事業を残しながらも全体的には、社会福祉に関するサービスを利用する側と提供する側とが、それまでの措置制度から移行した契約制度に基づく関係となった。また、日本の社会福祉分野においては、社会福祉基礎構造改革以降、フォーマル（formal）・インフォーマル（informal）といった棲み分けがこれまで以上に強調されてきたと言える。たとえば介護保険制度においては、様々なサービスをフォーマル・インフォーマルに分類しているが、両者はフォーマル・ケア（formal care）・インフォーマル・ケア（informal care）とも呼ばれている。フォーマル・ケアとは、言うまでもなく、公的機関やさまざまな専門職による公式的なケアの総称のことである²³。一方、インフォーマル・ケアとは、フォーマル・ケアとは対峙する位置付けにあり、個人をとりまく家族・親族、友人、近隣、ボランティア等による非公式的なケアの総称のことである²⁴。

介護保険制度は、制度自体の導入にあたり様々な議論がなされたが、当時の厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室は介護保険制度創設のねらいについて、たとえば「民間事業者や非営利組織等の多様な供給主体の参入により、サービスの選択の幅を広げ、費用の効率化を図るとともに、保険の対象となるサービスとそれ以外のサービスとの組み合わせを弾力的に認め、多様な需要については、民間事業者や市民参

加の非営利組織などの参加により多様な介護サービスの提供を図る。このような方向性は、行革、規制緩和という時代の要請にもこたえるものである」²⁵と民間活力の活用をあげている。そして、介護保険制度の導入からわずかの期間で、たしかに、民間活力の活用は定着したように見受けられる。

介護保険制度が開始されたことによって、日本においてもソーシャルワークの理論や実践にケアマネジメントという手法が導入されることになるが、これは日本のソーシャルワーク史上においても非常に大きな出来事であったと言えよう。ケアマネジメントは、元々ケースマネジメント（case management）という用語で日本国内に導入された。ケースマネジメントに関して、ここでは、特にその特徴のうちの一つが、チームアプローチ（team approach）による支援であるという点に注目したい。白澤政和によれば、「ケースマネジメントで作成されたケアプランを実施していくことになれば、当然、さまざまなサービス提供者やインフォーマルな支援者がクライアントを支援していくことになる。そのため、このような人々がチームとなり、支援していくことになる。ケースマネジメントはチームアプローチであり、ケースマネジャーはチームメンバーすべてが共通のケース目標に向かって、相互の役割分担を理解しながら活動するよう支援していくことになる」²⁶としている。また、白澤政和は、「そのため、ケースマネジメントは個々のクライアント別に専門職のチームアプローチを推進し、ひいては保健・医療・福祉・介護・住宅等の連携を強化していくことになる」²⁷としている。今日、ケースマネジメントはソーシャルワークのうちの一つの手法とし

て組み込まれ、日本国内においてもケアマネジメントという用語に置き換えられながら、ソーシャルワークの最も主要な手法として位置付けられるような勢いで定着している。

専門性を担保するということは、当然、自らの専門外との線引きを定めることによって成立するものである。日本国内における2000年以降の社会福祉分野においては、複数の国家資格や公的資格の誕生によってワーカーの専門分化が図られたとともに、ケアマネジメント等の新たなソーシャルワークの技術の導入と定着によって、社会福祉分野内においてのみならず、社会福祉分野以外の医療分野や看護分野、保健分野等との連携が必然的に求められるようになった。そして、このことが職業的なアイデンティティを形成させる知識の一部になることは確かであると言える。社会福祉分野においては古くから「自己覚知」の重要性が言われているが、この自己覚知について、空閑浩人は、「援助者が自己の価値観や感情などについて理解しておくこと。援助職に共通して求められる。人は誰かに関わる際に、自己の価値観などを基準にして、その人をみることが多い。しかし、援助者がクライアントに関わる際に、自らの価値観や偏見、先入観を基準にしたままでは、クライアントを正しく理解できないばかりか、信頼関係の構築の妨げにもなりかねない。自己覚知は、援助者としての自らの専門性の維持、向上のために、またクライアントとの援助関係構築のためにも必要不可欠である。スーパービジョンや研修などの機会を利用するなどして、自己覚知に務めることが求められる」²⁸と述べている。空閑浩人は自己覚知が専門性の維持・向上のためにも不可欠であると述べているが、こ

れは、援助者であるワーカーの立ち位置の自覚にもつながるゆえのことである。日本国内における2000年以降の社会福祉分野においては、様々な改革とともにソーシャルワーカーの立ち位置がそれまで以上に明確化された側面もあったように見受けられる。ゆえに、自己覚知においても、たとえば大津雅之は、「2000年以降、介護保険制度や障害者自立支援法などによる多職種連携のサービス提供システムやサービスパッケージという概念によって、何に気づけばよいのかが、より明確化されてきたと言えるのではないだろうか」²⁹といった考察をしている。

そこで、次章では、自己覚知の側面に見るソーシャルワーカーの立ち位置の認識と、そこから派生するソーシャルワーカーとしての限界と専門性への気づきという切り口で、ソーシャルワークにおける限界認識に向けた自己覚知とその活用について考察することとしてみたい。

終章

近年、ソーシャルワークを担うソーシャルワーカーにおいては、専門的自己と個人的自己の二重性に関する考察がなされてきているが、横山登志子は、これらの考察の中で、ソーシャルワーカーの限界認識について触れている。よって、ここでは、ソーシャルワークにおける限界認識について考えるにあたり、あらかじめ横山登志子の考察から確認しておくことにしたい。

横山登志子は、10年以上の経験を有する3名のソーシャルワーカーにインタビュー調査を行い、「インタビューで印象的であったのは『自らの延長線上にクライアントを見いだす』あるいは『ソーシャルワーカーを生きる』という姿勢であり、自らもま

た人として生きる者としてあるという、『専門家』という立場を超えた地平での普遍性の認識であった。もちろんこれは『専門家』であることを否定し単に1人の個人としてクライアントに向き合うことを重要視するのではなく、むしろ『専門家』としての役割を引き受けつつ、自らの生き様に照らして『クライアント』とされる人との連帯点を見いだしながら対話していけるかどうか、問われているのである。つまり、・・・(中略)・・・専門的自己と個人的自己の絶えざる対話がソーシャルワーカーに求められると考える³⁰とし、「ソーシャルワークの援助関係に関する今後の課題を一言で述べるとすると領域密着型援助関係論の構築である。バイスティックの7原則などに代表されるこれまでの援助関係論が静的で理想的・原則的なあり方であるとするなら、それらが提示している価値前提を問い直し、既成理論や概念の『息切れする地点』に着目し、その動的プロセスを提示することで、初めて個々のソーシャルワーカーが自らの経験する援助関係と照合させ比較検討することが可能になるのである。『息切れする地点』は『現場』に着目することで見いだすことができ、その『現場』とは場に存在する価値の交差や特定の状況要因に密着したところであるから、そこからの概念生成や問題提起は状況文脈性を無視することはできない。ソーシャルワーカーという役割を積極的にこなすものとして、自らの『専門性』の限界を意識しながら、クライアントと協働・連帯する者として『現場』密着の理論生成を志向することは重要な責務である³¹と考察している。そして、「ポストモダンの『脱構築』によってすべてが相対化され理論生成が否定されるのではなく、自らがどの立場からなに

をしようとするのか(述べようとするのか)、そしてその立場が有する政治性とはなにかを自覚するという『自らの立場性への自己言及性』と、自らが依拠する理論や知識がすべてを説明しつくすような完全なるものではなく、1つの説明であるという『自説の限界認識』が不可欠になったと考えるべきである。なぜなら、その限界認識がクライアントの世界観との対話の空間を生み出すからである³²と結んでいる。

日本国内における社会福祉分野の様々な改革が遂行されている中で、たとえば奥川幸子は、介護支援専門員のみならずソーシャルワーカーを対象に、奥川幸子自身の考案した「ポジショニング」という概念を自己覚知やスーパービジョンに取り入れるという試みを展開している³³。奥川幸子によれば、ポジショニングとは、援助者が取るべきスタンディングポイント(standing point)であり、どの地点に立って目の前のクライアント(client)と相対するのか、そして、どのように援助していくのかを見定めるための考え方であるとしている。このうち、場のポジショニングでは、①ワーカー自身の現段階での援助能力を理解する、援助者である私自身を理解すること。なお、この部分では、それまで個人として生きてきた「わたくしの私」に、基礎的部分や経験値をふまえたプロフェッショナル(professional)としての「職業的な私」をどのように乗せていくかという職業的課題も含めている。②ワーカーが所属している機関や施設のサービス提供能力と、その中におけるワーカー自身の機能・役割をアセスメント(見積もる)、所属機関や施設を理解すること。なお、この部分では、所属機関の沿革や特徴をはじめ、組織内のしくみや命令系統、そこで動く力動や期待さ

れる役割等を分析することで、ワーカー自身がどこまで責任を持てるのか(業務範囲、グレーゾーン等)を見定めて行く。③ワーカーや所属機関・施設が所在し、クライアントが居住している地域のサービス提供能力をアセスメント (assessment) する、居住地域の資源を理解すること。なお、この部分では、ワーカー自身の援助能力を査定し、ワーカー自身が②および③のなかでどのような「場」にいるのかを俯瞰的に位置付けていくことで、専門職としての立脚点を確かなものにしていくことができるとしている。このように、場のポジショニングは、これら3つの側面から構成されており、これは専門職(ワーカー)としての自分の役割や機能、態度や価値観を理解し、専門職として働く基盤を作っていくために行うものであるとしている³⁴。

なお、奥川幸子によれば、ポジショニングという言葉は「私自身(臨床実践家)の臨床言語のひとつ」³⁵としているため、社会福祉分野における専門用語や社会福祉学分野における学術用語としての定着はしていない。ただし、奥川幸子によるポジショニングを自己覚知やスーパービジョンに取り入れるという試みは、今日、徐々にではあるが、全国的に拡がっている。奥川幸子は、「私は、誰に対して、どこで、何をするか。どこまで責任を持てるのか」という場のポジショニングが、ワーカーの基盤をなすものであるとしている³⁶。この奥川幸子の言うワーカーの基盤をなすものとは、奥川幸子自身がワーカーとしてどこまで責任を持てるのかとしているように、ワーカーという専門職としての限界を意識しながら専門性の核となる部分が何かを意識

するような側面となっている点は注目すべきである。

一般的に限界を認識することとは負の側面で捉えられることも多い。しかし、たとえば、多くの役割を求められバーンアウトしがちなソーシャルワーカーを例にするならば、これまで述べたようなソーシャルワーカーとしての職業的なアイデンティティを規定するものから自らの専門職としての限界を認識しながらも、むしろ、そのことによって、ソーシャルワーカーとして力を委ねることも可能なクライアント自身のストレングス(strength)に気づくことはもとより、自らの専門職としての核になる部分が何であるのかといった点や、ゆえに、自らも支えてもらえるような協働ないしは連携すべき者が誰であるのかといった点等の発展的な気づきにつなげることができるのであれば、それは、ソーシャルワークにおけるソーシャルワーカーの限界認識の肯定的側面として捉えることも可能であろう。ソーシャルワーカーが自らも支えてもらえるような協働ないしは連携すべき者に気づけた時、そこから自らの専門性では補えないことに対峙していただける者への謙虚さを大切にすることにも気づいて行けるのではないだろうか。ソーシャルワークの手法としてケアマネジメントが定着し、多くの専門職やフォーマル・サービスとインフォーマル・サービスとが連携しながら一人のクライアントを支えるような場合、そこに参加する者同士のお互いを認め合う謙虚な姿勢があつてこそ、円滑な支援が遂行できるはずである。

ゆえに、このようなソーシャルワーカーの限界認識の肯定的側面をソーシャルワーカーの謙虚さに展開させるようなプロセス(process)もふまえながら、今後、「ソー

シャルワークにおける限界認識に向けた自己覚知とその活用」としての実証研究につなげていきたい。

〔注〕

- 1 ミネルヴァ書房編集部（編）「社会福祉士及び介護福祉士法」『社会福祉小六法2011[平成23年版]』ミネルヴァ書房，2011年，76頁。
- 2 ミネルヴァ書房編集部（編）「精神保健福祉士法」『社会福祉小六法2011[平成23年版]』ミネルヴァ書房，2011年，101頁。
- 3 古川孝順「第2章 福祉と福祉政策」社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座4 現代社会と福祉—社会福祉原論（第2版）』中央法規，2010年，49頁。
- 4 古川孝順，前掲書。
- 5 岩間伸之「ソーシャルワーカー（social worker）」山縣文治・柏女霊峰（編集委員代表）『社会福祉用語辞典—第9版—』ミネルヴァ書房，2013年，251頁。
- 6 岩間伸之「ソーシャルワーカーの役割」山縣文治，柏女霊峰，前掲書，251頁。
- 7 崔珍姫「バーンアウト（burn-out syndrome）」山縣文治，柏女霊峰，前掲書，315頁。
- 8 清水隆則「第5章 社会福祉士のバーンアウト調査 第2節 自由記述の分析」清水隆則，田辺毅彦，西尾雄吾編著『ソーシャルワーカーにおけるバーンアウト～その実態と対応策～』中央法規，2002年，101 - 102頁。
- 9 河崎洋充「5 広げよう友の和、受験の輪」『社会福祉士のしごと』中央法規，1997年，53 - 54頁。
- 10 A.フレクスナー「社会事業は専門職か」M.E.リッチモンドほか、田代不二男編訳『アメリカ社会福祉の発達』誠信書房，1974年，68 - 85頁。
- 11 Abraham Flexner., “Is Social Work a Profession?”, *Proceedings of the National Conference of Charities and Corrections*, 1915 at Baltimore.
- 12 E.グリーンウッド著，高沢武司訳「専門職業の特質」『社会福祉の専門職とは何か』鉄道弘済会弘済会館，1972年。
- 13 空閑浩人「第10章 相談援助にかかる専門職の概念と範囲」社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座6 相談援助の基盤と専門職（第2版）』中央法規，2010年，170頁。
- 14 Geoffrey Millerson, *The qualifying associations : a study in professionalization : The international library of sociology. The sociology of work and organization ; 12*, London : Routledge & Kegan Paul, 1964.
- 15 秋山智久『社会福祉研究選書③ 社会福祉専門職の研究』ミネルヴァ書房，2007年，89頁。
- 16 公益社団法人日本社会福祉士会ホームページ <http://www.jacsw.or.jp/> 2017年11月9日閲覧
- 17 田川佳代子「ソーシャルワークの価値と倫理をめぐる諸問題」『愛知県立大学文学部論集. 社会福祉学科編』第53号，2005年，89 - 106頁。
- 18 白澤政和「第1章相談援助とは」社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座7 相談援助の理論と方法I（第2版）』中央法規出版，2010年，8 - 9頁。
- 19 H. M. バートレット著，小松源助訳

- 『社会福祉実践の共通基盤』ミネルヴァ書房, 1978年。
- 20 Harriett M. Bartlett, *THE COMMON BACE OF SOCIAL WORK PRACTICE*, National Association of Social Workers, Inc., 1970.
- 21 白澤政和「第1章相談援助とは」, 前掲書, 2010年, 10頁。
- 22 福田公教「社会福祉基礎構造改革」秋山文治, 柏女霊峰, 前掲書, 157 - 158頁。
- 23 渡辺晴子「フォーマル・ケア (formal care)」秋山文治, 柏女霊峰, 前掲書, 323頁。
- 24 渡辺晴子「インフォーマル・ケア (informal care)」秋山文治, 柏女霊峰, 前掲書, 18頁。
- 25 厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室「介護保険制度導入の背景」厚生省高齢者ケアサービス体制整備検討委員会 (監修)『介護支援専門員標準テキスト [第1巻]』財団法人長寿社会開発センター, 1998年, 21頁。
- 26 白澤政和「第2章 ケースマネジメント (ケアマネジメント)」社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座8 相談援助の理論と方法II (第2版)』中央法規, 2010年, 46頁。
- 27 白澤政和「第2章 ケースマネジメント (ケアマネジメント)」, 前掲書, 2010年, 46頁。
- 28 空閑浩人「自己覚知 (self-awareness)」秋山文治, 柏女霊峰, 前掲書, 125頁。
- 29 大津雅之「適切な自己覚知を考える (2) —福祉分野における「自己覚知」の歴史の変遷—」『花園大学社会福祉学部研究紀要』第19号, 2011年, 107 - 126頁。
- 30 横山登志子「精神保健福祉領域の『現場』で生成するソーシャルワーカーの援助観—ソーシャルワーカーの自己規定に着目して—」『社会福祉学』第45巻第2号, 2004年, 30頁。
- 31 横山登志子, 前掲論文, 31頁。
- 32 横山登志子, 前掲論文, 31 - 32頁。
- 33 奥川幸子『身体知と言語—対人援助技術を鍛える—』中央法規, 2007年。
- 34 奥川幸子「第2特集 実践を究める ポジショニング ①場のポジショニング」『ケアマネジャー』(第17巻第4号)中央法規出版, 2015年, 68 - 70頁。
- 35 奥川幸子『未知との遭遇—癒 (いや) しとしての面接』三輪書店, 1997年, 102頁。
- 36 奥川幸子, 前掲論文, 2015年, 70頁。

[参考文献]

邦文献

- ・秋山智久『社会福祉研究選書③ 社会福祉専門職の研究』ミネルヴァ書房, 2007年。
- ・岩間伸之「ソーシャルワーカー (social worker)」山縣文治・柏女霊峰 (編集委員代表)『社会福祉用語辞典—第9版—』ミネルヴァ書房, 2013年, 251頁。
- ・岩間伸之「ソーシャルワーカーの役割」山縣文治, 柏女霊峰, 前掲書, 251頁。
- ・大津雅之「適切な自己覚知を考える (2) —福祉分野における「自己覚知」の歴史の変遷—」『花園大学社会福祉学部研究紀要』第19号, 2011年, 107 - 126頁。
- ・奥川幸子『未知との遭遇—癒 (いや) しとしての面接』三輪書店, 1997年。
- ・奥川幸子『身体知と言語—対人援助技術を鍛える—』中央法規, 2007年。
- ・奥川幸子「第2特集 実践を究める ポ

- ジショニング ①場のポジショニング」『ケアマネジャー』（第17巻第4号）中央法規出版，2015年，68 - 70頁。
- ・河崎洋充「5 広げよう友の和、受験の輪」『社会福祉士のしごと』中央法規，1997年，53 - 55頁。
 - ・空閑浩人「自己覚知（self-awareness）」秋山文治，柏女霊峰，前掲書，125頁。
 - ・空閑浩人「第10章 相談援助にかかる専門職の概念と範囲」社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座6 相談援助の基盤と専門職（第2版）』中央法規，2010年，169 - 188頁。
 - ・E.グリーンウッド著，高沢武司訳「専門職業の特質」『社会福祉の専門職とは何か』鉄道弘済会弘済会館，1972年。
 - ・厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室「介護保険制度導入の背景」厚生省高齢者ケアサービス体制整備検討委員会（監修）『介護支援専門員標準テキスト〔第1巻〕』財団法人長寿社会開発センター，1998年，3 - 22頁。
 - ・清水隆則，田辺毅彦，西尾雄吾編著『ソーシャルワーカーにおけるバーンアウト～その実態と対応策～』中央法規，2002年。
 - ・白澤政和「第1章相談援助とは」社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座7 相談援助の理論と方法I（第2版）』中央法規出版，2010年，1 - 25頁。
 - ・白澤政和「第2章 ケースマネジメント（ケアマネジメント）」社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座8 相談援助の理論と方法II（第2版）』中央法規，2010年，21 - 52頁。
 - ・田川佳代子「ソーシャルワークの価値と倫理をめぐる諸問題」『愛知県立大学文学部論集. 社会福祉学科編』第53号，2005年，89 - 106頁。
 - ・崔珍姫「バーンアウト（burn-out syndrome）」山縣文治，柏女霊峰，前掲書，315頁。
 - ・H. M. バートレット著，小松源助訳『社会福祉実践の共通基盤』ミネルヴァ書房，1978年。
 - ・福田公教「社会福祉基礎構造改革」秋山文治，柏女霊峰，前掲書，157 - 158頁。
 - ・古川孝順「第2章 福祉と福祉政策」社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座4 現代社会と福祉—社会福祉原論（第2版）』中央法規，2010年，29 - 51頁。
 - ・ミネルヴァ書房編集部（編）「社会福祉士及び介護福祉士法」『社会福祉小六法2011[平成23年版]』ミネルヴァ書房，2011年，76 - 100頁。
 - ・ミネルヴァ書房編集部（編）「精神保健福祉士法」『社会福祉小六法2011[平成23年版]』ミネルヴァ書房，2011年，101 - 110頁。
 - ・M.E.リッチモンドほか，田代不二男編訳『アメリカ社会福祉の発達』誠信書房，1974年，68 - 85頁。
 - ・横山登志子「精神保健福祉領域の『現場』で生成するソーシャルワーカーの援助観—ソーシャルワーカーの自己規定に着目して—」『社会福祉学』第45巻第2号，2004年，24 - 34頁。
 - ・渡辺晴子「インフォーマル・ケア（informal care）」秋山文治，柏女霊峰，前掲書，18頁。
 - ・渡辺晴子「フォーマル・ケア（formal care）」秋山文治，柏女霊峰，前掲書，323頁。

洋文献

- ・ Abraham Flexner., “Is Social Work a Profession?”, *Proceedings of the National Conference of Charities and Corrections*, 1915 at Baltimore.
- ・ Geoffrey Millerson, *The qualifying associations : a study in professionalization : The international library of sociology. The sociology of work and organization ; 12*, London : Routledge & Kegan Paul, 1964.
- ・ Harriett M. Bartlett, *THE COMMON BASE OF SOCIAL WORK PRACTICE*, National Association of Social Workers, Inc., 1970.

ホームページ

- ・ 公益社団法人日本社会福祉士会ホームページ <http://www.jacsw.or.jp/> 2017年11月9日閲覧

Self-awareness toward limit recognition in social work and its application

OTSU Masayuki

Abstract

In this research, I will position the limit recognition of social workers in social work as one of the self-awareness of social workers, how to utilize the awareness gained from it to develop social work while returning it to social work. The theoretical consideration as to whether it is possible to do, and to hypothesize as a hypothesis to lead to later empirical research was the purpose of research.

In this research, I focused on the value and knowledge of social work from prior research, which prescribes occupational identity as a social worker. Then, we decided to find out the value of social work in the code of ethics that the professional group has. Then, I decided to find the knowledge of social work on the side such as the theory which is required for national qualification etc. and the cooperation by various professionals accompanying the introduction of care management.

In summary consideration, I wanted to examine the limitations as a social worker and the positive aspects of self - awareness of expertise in order to lead to empirical research on self - awareness towards marginal recognition in social work and its application.

Key words : social worker expertise limit recognition self-awareness